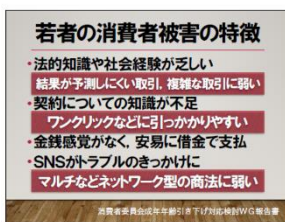


1 8歳成年のための消費者教育を考える  
～みんなで目指そう消費者市民～

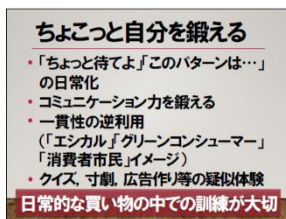
令和元年11月13日  
弁護士 島田 広

はじめに

第1 若者を取り巻く状況と消費者被害の特徴



第2 「ダメされにくい」脳を作る消費者教育とは



第3 「社会への扉」の活用について



おわりに

- \* 若者が被害者予備軍ではなく被害防止の担い手となるべきである
  - \* 高校での消費者教育において、教え込むのではなく若者が自ら気づき考える力を持てるように方向づけることが必要
  - \* 大人も若者ととともに、消費者被害にあわない意思を持った消費者市民を目指していく
- 以上のようなキーワードなど、生徒に伝えるべきヒントを多くいただきました。